「大阪ヘルスケアパビリオン 商標」の使用に関する要綱

（趣旨）
第１条　この要綱は、「大阪ヘルスケアパビリオン 商標」の使用に関し、必要な手続を定めるものとする。

（対象となる商標）
第２条　前条の商標（以下「本件商標」という。）とは、次に掲げるものとする。
（1）Osaka Healthcare Pavilion（商標登録第 6678115 号）
（2）Nest for Reborn（商標登録第 6678116 号）
（3）ロゴマーク（商標登録第 6766683 号）

（遵守事項）
第３条　本件商標のデザインは、「大阪ヘルスケアパビリオン 商標使用マニュアル」のとおりとし、次の各号を遵守すること。
（1）本件商標は形状を変更して使用しないこと
（2）本件商標を使用して作成した制作物を意匠登録しないこと

（使用承認）
第４条 本件商標を使用しようとする者(以下「使用申請者」という。)は、大阪ヘルスケアパビリオン 商標使用承認申請書（第１号様式）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。
２ 市長は、前項の申請があったときは、承認の可否を決定し、大阪ヘルスケアパビリオン商標使用承認（不承認）通知書（第２号様式）により申請者に通知するものとする。
３ 市長は、前項の承認に際し必要な条件を付することができる。
４ 市長は、次に掲げるものについて、一切の責任を負わないものとする。
(1) 使用申請者が各項の規定による使用承認の申請に要した費用
(2) 使用者が、本件商標の使用によって第三者に対して与えた損害又は損失

（承認内容の変更）
第５条　前条第１項の規定により提出した申請書に記載した内容を変更する場合は、大阪ヘルスケアパビリオン 商標使用承認変更申請書（第３号様式）を市長に提出し、変更前にその承認を受けなければならない。
２ 市長は、前項の申請があったときは、承認の可否を決定し、大阪ヘルスケアパビリオン 商標使用変更承認（不承認）通知書（第４号様式）により申請者に通知するものとする。
３ 市長は、前項の承認に際し必要な条件を付することができる。

（使用承認の期間）
第６条 本件商標の使用承認の期間は、第４条第２項の規定により使用承認を受けた日から当該日の属する年度の末日までとする。ただし、本件商標の使用期間が限定されているときは、当該使用承認の期間を短縮することができる。
２ 前項の期間満了後において、引き続き本件商標を使用しようとするときは、改めて申請を行い、使用承認を受けなければならない。

（使用承認の制限）
第７条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、本件商標の使用を承認しないものとする。
（１）本件商標の使用によって誤認または混同を生じさせるおそれがあると認めるとき。
（２）本件商標のイメージを損なうおそれがあると認めるとき。
（３）収益を上げることを主たる目的に使用するとき
（４）立体物で、その表現が本件商標の立体物と認められないとき。
（５）宗教的行事、宗教的活動、政治活動等に使用するとき。
（６）法令または公序良俗に反する用途で使用するとき。
（７）大阪市または公益社団法人２０２５年日本国際博覧会大阪パビリオンの信用を害する用途に使用するとき。
（８）第三者の権利を侵害する態様で使用するとき。
（９）使用申請者が、大阪市暴力団排除条例(平成 23 年 3 月 17 日条例第 10 号)第２条第１号に規定する暴力団、同条第２号に規定する暴力団員および同条第３号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者であるとき。
（10）前各号に定めるもののほか、その使用が万博の理念継承・発展に照らして不適当であると市長が認めるとき。

（使用承認の取消し）
第８条 市長は、使用者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該使用承認を取り消すことができる。
（１）使用者がこの要綱またはこの要綱に基づく「大阪ヘルスケアパビリオン 商標使用マニュアル」に違反したとき。
（２）使用者が第４条第３項及び第５条第３項の使用承認の条件に違反したとき。
（３）前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
２ 市長は、前項の規定による使用承認の取消しにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

（個人情報の取扱い）
第９条 市長は、本件商標の使用承認に当たり取得した使用申請者の個人情報を、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)に基づき、適正に取り扱わなければならな

い。

（無償使用）
第 10 条 本件商標の使用は、無償とする。
（目的外使用、移転及び再許諾の禁止）
第 11 条 使用者は、第 4 条第 2 項の規定により使用承認を受けた事項以外の目的に本件商標を使用してはならない。
２ 使用者は、第三者に通常使用権を移転し、又は許諾することができない。

（その他）
第 12 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則
　この要綱は、令和 8 年 10 月 2 日から施行する。

第１号様式

大阪ヘルスケアパビリオン 商標使用承認申請書

令和　年　月　日

（あて先）
大阪市長

（申込者）
社名・団体名
所在地
代表者名
電話番号
担当者名

大阪ヘルスケアパビリオン 商標を使用したいので、「大阪ヘルスケアパビリオン 商標」の使用に関する要綱第４条第１項の規定により申請します。

記

１．使用の目的とその概要

２．使用方法
デザインイメージは別添のとおり

３．使用場所

４．使用期間

５．遵守事項
□「大阪ヘルスケアパビリオン 商標」の使用に関する要綱の規定内容を遵守のうえ、本件商標を使用します。

６．備考

第２号様式

大経万第　　号
令和　　年　　月　　日

様

大阪市長

大阪ヘルスケアパビリオン 商標使用 承認／不承認 通知書

令和　年　月　日付けで申請のあった大阪ヘルスケアパビリオン 商標使用承認申請について、「大阪ヘルスケアパビリオン 商標」の使用に関する要綱第４条第２項及び第３項に基づき、使用を 承認／不承認 することを決定したので通知します。

記

１．使用目的

２．その他（不承認理由）

３．使用承認時の留意事項
本通知により、「大阪ヘルスケアパビリオン 商標」の使用承認を受けたものは、「大阪ヘルスケアパビリオン 商標」の使用に関する要綱の規定内容を遵守すること。

第３号様式

大阪ヘルスケアパビリオン 商標使用承認変更申請書

令和　年　月　日

（あて先）
大阪市長

（申込者）
社名・団体名
所在地
代表者名
電話番号
担当者名

令和　年　月　日付け大経万第　号により承認のあった大阪ヘルスケアパビリオン 商標使用内容を変更したいので、「大阪ヘルスケアパビリオン 商標」の使用に関する要綱第５条第１項の規定により申請します。

記

１．変更内容

２．遵守事項
□「大阪ヘルスケアパビリオン 商標」の使用に関する要綱の規定内容を遵守のうえ、本件商標を使用します。

３．その他

第４号様式

大経万第　　号
令和　　年　　月　　日

様

大阪市長

大阪ヘルスケアパビリオン 商標使用変更 承認／不承認 通知書

令和　年　月　日付けで申請のあった大阪ヘルスケアパビリオン 商標使用承認変更申請について、「大阪ヘルスケアパビリオン 商標」の使用に関する要綱第５条第２項及び第３項に基づき、使用を 承認／不承認 することを決定したので通知します。

記

１．変更する内容

２．その他（不承認理由）

３．使用承認時の留意事項
本通知により、「大阪ヘルスケアパビリオン 商標」の使用承認を受けたものは、「大阪ヘルスケアパビリオン 商標」の使用に関する要綱の規定内容を遵守すること。